

桜島地区民有林 (鹿児島森林管理署管内)

民有林直轄治山事業とは、民有林において、事業規模が著しく大きい場合、高度の技術を必要とする場合、国土保全上特に重要であるものについて、県の要請を踏まえ森林法に基づき国が直轄で治山事業を実施するものです。

桜島は、昭和47年以降活発な火山活動を続け、現在に至っています。

そのため、山頂付近の植物は火山灰及び火山ガス等の被害で枯死し、山体の荒廃が進行しわずかな降雨でも頻繁に土石流が発生するようになり、住宅及び農作物並びに漁業等に被害を与えてきました。

このため、昭和51年度から桜島の北西斜面に民有林直轄治山事業を導入し、荒廃渓流の整備 崩壊地の緑化 土石流の防止 森林の維持造成など計画的な復旧整備事業に努めています。



桜島山頂部の荒廃状況



荒廃溪流に整備されている治山ダム群



治山ダムによる溪床勾配の緩和、山脚の固定、土砂流出の抑止



山腹荒廃地への航空実播工による緑化

